

令和8年度 指名停止措置

業者名	所在地	指名停止等の区分	指名停止期間	措置要件	指名停止等の理由
株式会社カナデビアエンジニアリング 本店	大阪府大阪市大正区鶴町2丁目15番26号	指名停止1月	令和8年7月16日から令和8年8月15日まで	栗東市建設工事等指名停止基準第2条の第1項別表第2の(13)	1. 指名停止理由 株式会社カナデビアエンジニアリングが建設業法第15条第2号で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していたことは建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、近畿地方整備局が令和8年6月19日付けで同社に対し同法第28条第1項により指示処分を行いました。 上記のことが栗東市建設工事等指名停止基準第2条第1項中の別表第2第13号の規定に基づき、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、入札参加停止とする。
株式会社竹中土木 滋賀営業所	滋賀県大津市京町4丁目5番23号	指名停止1月	令和8年7月16日から令和8年8月15日まで	栗東市建設工事等指名停止基準第2条の第1項別表第2の(20)	1. 指名停止理由 株式会社竹中土木の使用人は、近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事において発生した労働災害に関し羽曳野労働基準監督署長に虚偽の報告をしたとして、令和8年6月2日、労働安全衛生法違反の容疑で羽曳野区検察庁に略式起訴され、令和8年6月10日罰金刑に処せられた。 上記のことが栗東市建設工事等指名停止基準第2条第1項中の別表第2第20号の規定に基づき、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、入札参加停止とする。